

瑞浪市地場産品創出支援事業助成金 事業者提案募集要項

【募集期間】

令和8年9月11日（金）17時必着

提出先 瑞浪市みずなみ未来部シティプロモーション課
〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地
電話 0572-68-9272（直通）

【事業内容】

1. 目的

瑞浪市（以下「市」という。）では、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を行い、当該寄附金の一部を原資として、新たな地場産品の創出を行う事業者に対し、予算の範囲内で瑞浪市地場産品創出支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、事業者の創意工夫と自助努力による取組みを支援し、地域活性化及び地場産業の振興を図ります。

2. 提案募集に係る事項

（1）概要

- ①地域資源を活かした産業の振興や創業に取り組む事業者が新たな地場産品の創出を行うことに対し、助成金による支援を実施します。
- ②事業者からの提案を募集し、地場産品創出の取組みについて、その独創性・実現可能性等の審査を行います。
- ③審査により認定された事業（以下「認定事業」という。）については、市がCFによる寄附を募集します。
- ④認定事業者は、当該助成金を活用した事業を、市内にて実施していただきます。

（2）交付対象事業

助成金の交付対象となる事業は、新たな地場産品を創出することを目的に商品開発、設備投資等を行う事業であって、次の各号のいずれにも該当しない事業とします。

- ①政治活動又は宗教活動と認められる事業
- ②国又は地方公共団体から補助金、助成金等を受けている事業
- ③その他市長が適当でないと認める事業

（3）交付金額

CFの募集期間内に受けた寄附金額に10分の4を乗じて得た額を交付します（千円未満の端数は切り捨て）。

寄附金額が目標とする寄附金額に満たない場合は、その寄附金額に10分の4を乗じて得た額を交付します。

（4）交付限度額

交付対象経費の範囲内で1億円を上限に助成金を交付します。

（5）交付対象経費

市内での商品開発、設備投資、起業等によって新たな地場産品を創出するために必要となる次に掲げる経費。

- ①工場・作業場等の建物取得及び増改築に要する経費
- ②事業開始に係る建物・設備等の撤去費
- ③建物附帯設備の取得費
- ④構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
- ⑤消耗品・備品購入費
- ⑥委託・外注費
- ⑦その他市長が適切と判断する経費

※ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は、対象経費には含みません。

(6) 交付対象者

市内で事業所を開設又は開設を予定している者のうち、以下の事項の全ての該当するもの。

- ①法人又は個人の事業者
- ②自らが事業の実施主体である者
- ③助成金を活用して開発する地場産品をふるさと納税の返礼品として登録し、安定的に供給することができる者
- ④市税等の滞納がない者
- ⑤宗教活動、政治活動を目的としない者
- ⑥瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員もしくは暴力団密接関係者でない者

(7) 留意事項

- ①資金調達のために実施するCFに関しての手数料は一切かかりません。
- ②ふるさと納税の返礼品調達に係る費用は、市が負担します。
- ③交付対象経費以外の事業費（消費税等）は事業者負担となります。
- ④事業により創出した地場産品をふるさと納税返礼品として登録し、3年以上は継続していただきます。
- ⑤CFによる寄附を募集する際の返礼品は、すでに登録のある市の返礼品となります。

3. スケジュール

- 提案書類提出期限：令和8年9月11日（金）17時まで
- 提案審査：令和8年9月25日（金）までに開催予定
- 審査結果通知：審査後1週間以内に審査結果を通知します。
- CF開始時期：令和8年11月中旬以降予定（原則3ヵ月程度の実施期間）
- 事業開始：助成金の交付決定後（令和9年4月以降）

4. 応募方法について

- (1) 書類の入手方法：市ホームページよりダウンロードしてください。
- (2) 提出場所：瑞浪市みずなみ未来部シティプロモーション課
〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地
- (3) 提出方法：持参または郵送による
- (4) 提出する書類
 - ①瑞浪市地場産品創出支援事業認定申請書【様式第1号】

- ②瑞浪市地場産品創出支援事業計画書【様式第2号】
- ③提案事業の対象経費の内訳が分かる書類
- ④建物・附帯設備の図面、導入する設備の名称、規格等が記載された資料
- ⑤直近3期分の決算書 ※個人の場合は確定申告書の写し
- ⑥直近の法人税の申告書の写し（法人の場合のみ）
- ⑦その他必要と認める資料

(5) 作成要領

提出書類は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

①共通事項

- ア 日本産業規格A4用紙を使用してください。
- イ 事業計画書【様式第2号】は、10ページ以内で提出してください。
- ウ 紙媒体により原本1部、複写5部を提出してください。
- エ 使用言語は、日本語で簡潔かつ明瞭に記述してください。
- オ 企画提案の内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

②事業計画書の構成について

事業計画書の構成は、「5（3）審査項目及び審査基準について」の内容に則って作成してください。

(6) 質疑応答

本要項の内容に不明な点がある場合は、次の方法で質問事項を提出してください。

- ①提出期限 令和8年9月4日（金）まで
- ②提出方法 メールに【様式：質問書】を添付
下記メールアドレスあてに送付してください。
citypromotion@city.mizunami.lg.jp
- ③回答方法 質問受付後1週間以内に回答します。

(7) 留意事項

- ①応募に要する費用は全て応募者の負担とします。
- ②一応募者につき、一事業の提案とします。
- ③提出された書類は返却できません。

5. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方針について

応募書類の審査は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市地場産品創出支援事業助成金審査会（以下「審査会」という。）が行います。審査にあたっては、（3）の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、認定事業者を決定します。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法について

（3）の審査基準に基づき、審査会において、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、基準点を超えた応募者から選定事業者を決定します。審査会の日時については、応募者へ書面にて案内しますので、説明ができる方の参加をお願いします。

ただし、提案件数が多い場合は、書類選考による応募者の絞り込み（1次審査）を行った上で、審査会によるプレゼンテーション及びヒアリング（2次審

査)を実施します。

(3) 審査項目及び審査基準について

審査項目	審査基準	配点
商品の独自性	・商品の独創性や新規性はあるか ・寄附者の心をつかむ魅力があるか ・事業の目的や背景は明確か ・市場性はあるか	40点
地域との親和性	・地域の特性を活かしているか ・地域経済の波及効果はあるか	20点
実現可能性	・実施スケジュールは現実的なものか ・実施体制は適正であるか ・事業計画が具体的に示されているか	30点
事業費	・費用の積算が適正であるか	10点
合 計		100点

(4) 審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募者へ通知します。

6. 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) その他、この要項に記載する事項に違反のあったとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為などがあった場合

7. 寄附の募集について

(1) CF実施の流れ

- ①認定事業者は、CFにより寄附を募集するにあたり、市及びふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の運営事業者や中間事業者（以下「運営事業者等」という。）と必要な事項について協議を行います。協議の結果、CFの実施内容・寄附目標金額等について、提案時点から変更が生じる場合があります。
- ②協議による調整後、ポータルサイトで寄附募集を実施します。
- ③募集期間終了後、結果を書面にて認定事業者へ通知します。

(2) 留意事項

- ①認定事業者には、ポータルサイトの寄附募集ページ作成に必要な写真及び情報を提供していただきます。
- ②認定事業者自らが積極的に寄附を募ってください。
- ③寄附募集の実施期間は、寄附の募集を開始した年度の翌年度3月31日までを限度とし、市とポータルサイト運営事業者等との協議により定めます。
- ④寄附額が目標金額に満たなかったことにより、助成金交付見込み額での認定事業実施が困難となる場合は、認定事業を中止することができます。